

2026年度

# ～ 身体障害・知的障害・精神障害福祉サービス一覧 ～

神河町役場 健康福祉課

令和8年4月1日現在

身体障害者手帳→身障手帳

療育手帳→療育手帳

精神障害者保健福祉手帳→精神手帳  
と表記しています。



(注) ○印は全該当 △印は一部該当

【神河町】

事業名	内 容	要 件	所得制限	身障手帳						療育手帳			精神手帳			相 談 窓 口 申 請 窓 口	
				1級	2級	3級	4級	5級	6級	A	B1	B2	1級	2級	3級		
手 当 ・ 年 金 関 係	特別障害給付金の支給	障害者に給付金を支給します(金額変更あり)。 * R7年度基本額 月額/56,850円(1級) * R7年度基本額 月額/45,480円(2級)	有	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	姫路年金事務所	
	心身障害者扶養共済制度	心身障害者を扶養している方が死亡又は身体に障害がある状態となった後において心身障害者に年金を支給します。 * 月額/20,000円(一口)	無	○	○	○					○	○	○	△	△	△	神河町役場課 健康福祉
	就学及び職業訓練等助成金	特別支援学校に通学されている方、福祉作業所に通所されている方に交通費を助成します。* 月額の上限額 3,000円(町内) 5,000円(市川町・福崎町・多可町・朝来市・宍粟市) 10,000円(上記以外)	①特別支援学校に通学されている方 ②障害福祉サービスを利用されている方 ①か②に該当し、一月のうち実費を伴う方法で10日以上通学、通所されている方。ただし、①については、通学奨励費の支給を受けている方は対象外となります。	無	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	神河町役場課 健康福祉
医 療 関 係	重度障害者医療費助成事業	* 通院/1回600円(月2回まで) <低所得者 1回400円> * 入院/1割負担(月2,400円上限) <低所得者 1,600円上限>	有	○	○						○			○		神河町役場課 住民生活	
	高齢重度障害者医療費助成事業	* 通院/1回600円(月2回まで) <低所得者 1回400円> * 入院/1割負担(月2,400円上限) <低所得者 1,600円上限>	有	○	○						○			○		神河町役場課 住民生活	
	後期高齢者医療	疾病、負傷について医療保険による給付が行われた場合の自己負担額の一部を公費負担	有	○	○	○	△				○			○	○	神河町役場課 住民生活	
	自立支援医療制度 (更生医療)	医学的処置を行うことによって日常生活活動の回復又は向上する可能性の認められる場合、その医療を給付します。	有	△	△	△	△	△	△								神河町役場課 健康福祉
	自立支援医療制度 (育成医療)	障害や病気により将来障害が残る可能性があり、手術等の治療で障害の改善が期待できる場合、その医療を給付します。	有	△	△	△	△	△	△								神河町役場課 健康福祉
	自立支援医療制度 (精神通院医療)	通院による精神医療を続ける必要がある方の通院医療費の自己負担を軽減します。医療費の自己負担額は原則1割負担で、世帯の所得に応じて自己負担上限額が設定されます。	有												○	○	○



(注) ○印は全該当 △印は一部該当

【神河町】

事業名	内 容	要 件	所得制限	身障手帳						療育手帳			精神手帳			相 談 窓 口			
				1級	2級	3級	4級	5級	6級	A	B1	B2	1級	2級	3級				
日常生活の援助制度	放課後等デイサービス	就学中の障害児に対して、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。	就学児	無	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	神河町役場課	
	日中一時支援事業	心身障害者(児)の日中における活動の場、または障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息のため、施設等で日中活動を支援します。	身体障害者、知的障害者、精神障害者の方	無	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	神河町役場課	
	福祉有償運送	車椅子対応車輛による、医療機関への送迎を有償で行います。	移動する際に、常に車椅子を要する方	無	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	神河町社会福祉協議会	
	福祉車両貸出し事業	車椅子のまま乗車できる車の貸出	常時または随時に車椅子を必要とする方	無	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	神河町社会福祉協議会	
	障害者支援施設等への通所 ※障害福祉サービスの一つ	一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 *詳細は健康福祉課へ	身障手帳所持者、及び療育手帳、精神手帳所持者、または医師が同等と認めた方	無	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	神河町役場課	
	日常生活自立支援事業	日常の金銭管理や通帳等の預かりなどを行います。	自宅やグループホーム、ケアハウスなどで生活をされている方で、判断能力に不安のある方	無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	神河町社会福祉協議会
	粗大ごみの有料戸別収集	たんす、机、ベッドなど大型ごみの戸別収集(収集1回につき2,000円)	手帳を所持されている世帯で、軽トラック等を所持されていない又は自動車を運転できる方がいない世帯	無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	神河町役場課
社会参加と自立のための制度	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	病院を受診される時や会議に出席される際に手話通訳者・要約筆記者を派遣します。	聴覚障がいや音声、言語機能に障害がある方又は上記の方とコミュニケーションを図る必要がある方	無	△	△	△	△	△	△								神河町役場課	
	移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加を行う外出を支援します。	身体障害者、知的障害者、精神障害者の方	無	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	神河町役場課	
	自動車運転免許取得費の助成	自動車運転免許取得に要した費用の3分の2を助成します。 *限度額/100,000円	身障手帳4級以上 就労、通勤、通学に免許取得が必要な場合	無	△	△	△	△										神河町役場課	
	自動車改造費の助成	自動車改造に要した費用を助成します。 *限度額/100,000円 *事前申請が必要	上肢、下肢又は体幹機能障害者 就労のため、運転する自動車を一部改修する必要がある場合	有	△	△	△	△	△	△								神河町役場課	
	兵庫ゆずりあい駐車場利用証の交付	障害のある方などのための駐車スペースを利用するための利用証を交付します。	障害の種類や等級などによります	無	△	△	△	△	△	△				△				神河町役場課	
	駐車禁止除外標章交付	道路標識等により駐車を禁止した場所又は時間制限駐車区間において駐車禁止除外指定車標章を提示することにより駐車できます。	障害の区分ごとに対象となる級が異なります。	無	△	△	△	△			○			○				警 察 署	
	生活福祉資金の貸付(福祉資金)	無利子(連帯保証人がない場合、年1.5%)で資金貸付(生業費、技能修得費、住宅の補修・修繕費、福祉用具購入費、障害者自動車購入費等)	手帳の交付を受けた方の属する世帯	有	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	神河町社会福祉協議会	
自動車事故対策機構介護料支給制度	自動車事故が原因で脳や脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害があるため日常生活動作について常時又は随時の介護が必要な方に介護に要した費用として自己負担額に応じ支給します。	自動車損害賠償保障法施行令別表第1の各等級認定者及び同等の方 *介護保険サービス等介護料に相当する給付を受けている場合や特定の施設に入院・入所している場合は対象となりません	有	△	△								△				独立行政法人自動車事故対策機構 兵庫支所		



(注) ○印は全該当 △印は一部該当

【神河町】

事業名	内 容	要 件	所得制限	身障手帳						療育手帳			精神手帳			相 談 窓 口 申 請 窓 口	
				1級	2級	3級	4級	5級	6級	A	B1	B2	1級	2級	3級		
タクシー運賃補助事業	町内に限りタクシー料金の半額補助(年間24回まで。透析者は48回まで。)	身障手帳1・2級所持者 精神手帳1級所持者 療育手帳A判定所持者 介護保険要介護3・4・5の方	無	○	○						○		○			神河町役場 健康福祉課	
バス運賃割引	本人と介助者1人 * 5割引	第1種身体・知的・精神障害者が利用する場合	無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	各バス会社 窓口
	本人のみ * 5割引	第2種身体・知的・精神障害者が利用する場合															
JR旅客運賃割引	本人のみ * 5割引	第1・2種身体・知的・精神障害者が単独で片道100kmを超える区間を利用する場合	無	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	JR各駅窓口
	本人と介助者1人 * 5割引 * 急行券、回数券、定期乗車券も対象	第1種身体・知的・精神障害者が介護者と利用する場合															
	本人と介助者1人 * 5割引 * 定期乗車券	12歳未満の第2種障害児が介護者と利用する場合															
私鉄旅客運賃割引	割引対象、内容、利用方法ともJRの割引に準じていますが、各私鉄によって取り扱いが異なる場合があります。私鉄各社にお問い合わせください。		無	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	私鉄各社 窓口	
航空旅客運賃割引	各航空運送事業者又は路線によって異なる場合があります。各航空会社にお問い合わせください。		無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	各航空会社 窓口	
NHK放送受信料の免除	受信料を全額免除します。	①身障手帳・療育手帳・精神手帳を持っている家族がおり、世帯全員が町民税非課税の場合 ②生活保護世帯の方	有	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	神河町役場 健康福祉課	
	受信料を半額減免します。	①視覚・聴覚障害者が世帯主かつ契約者である場合 ②身障手帳1・2級又は療育手帳A判定又は精神手帳1級をお持ちの方が、世帯主かつ契約者である場合	無	△	△	△	△	△	△	△		△				神河町役場 健康福祉課	
ケーブルテレビ加入金・利用料の減免	ケーブルテレビ加入金・利用料を半額減免します。	①身体障害者手帳を所持する視覚または、聴覚障害者が、主たる生計維持者である加入者の場合 ②身体障害者手帳1・2級及び、3級で重複障害の方または、療育手帳A判定の方もしくは、精神障害者保健福祉手帳1級の方が、主たる生計維持者である加入者の場合 ③70歳以上一人暮らしの方	無	△	△	△				△		△				神河町ケーブルテレビ ネットワーク	
電話番号案内料の免除	NTT支店・営業所へお問い合わせください。	身体障害者は障害の区分と等級による 療育手帳、精神手帳所持者	無	△	△	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	NTT支店 ・営業所	
携帯電話料金の割引	携帯電話料金の基本使用料などが割引されます。利用される携帯電話会社へお問い合わせください。		無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	利用される各 携帯電話会社	

各種割引制度

【お問い合わせ窓口】

関係機関名	住所	電話番号
神河町役場 健康福祉課	神崎郡神河町粟賀町630 神崎支庁舎内	TEL 0790-32-2421 FAX 0790-31-2800 メール kenkou_fukusi@town.kamikawa.hyogo.jp
神河町役場 住民生活課	神崎郡神河町寺前64	0790-34-0962
神河町役場 税務課	神崎郡神河町寺前64	0790-34-0961
神河町ケーブルテレビ ネットワーク	神崎郡神河町粟賀町624-39	0790-32-2752
神河町 社会福祉協議会	神崎郡神河町粟賀町630 神崎支庁舎内	0790-32-2303(代)
中播磨健康 福祉事務所 (福崎保健所)	姫路市北条1丁目98(姫路総合庁舎内)	079-281-3001(代)
	福崎町西田原235	0790-22-1234
姫路県税事務所	姫路市北条1丁目98(姫路総合庁舎内)	079-281-3001(代)
姫路税務署	姫路市北条1丁目250	079-282-1135
姫路年金事務所 国民年金課	姫路市北条1丁目250	079-224-6382
福崎警察署	福崎町福崎新376番地の3	0790-23-0110
独立行政法人 自動車事故対策機 構兵庫支所	神戸市中央区浜辺通5-1-14 神戸商工 貿易センタービル11階	078-271-7601

※障害者虐待防止法が平成24年10月1日から施行されました。

神河町では、障害者虐待防止センターを役場健康福祉課内に設置しています。

虐待を受けたと思われる障害者を発見した方は、町の窓口に速やかに通報する義務があります。

ひとりで悩まずにご相談ください。あなたの気づきが障害者やその家族を守ります。

**神河町障害者虐待防止センター(神河町役場 健康福祉課内)**

**電話番号 0790-32-2421(夜間は宿直員対応)**

**FAX番号 0790-31-2800**